の規定による変更の確認があったときは、当該変更の確認に係る同項の変更確認書の写し）各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項の証明をするときは、様式第九による証明書を当該特定生産性向上設備等導入事業者に交付するものとする。

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

**第七条**　法第二条第三十二項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

**第八条**　法第二条第三十四項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

**第九条**　法第二条第三十六項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（創業関連保証に係る資金の要件）

**第六十二条**　法第百二十九条第一項の創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第三十一項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

（認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明）

**第七条**　法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者のうち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2　（略）

（特定創業支援等事業）

**第八条**　法第二条第三十三項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

一～四　（略）

（経済産業省令で定める金額）

**第九条**　法第二条第三十五項の経済産業省令で定める金額は、同項に規定する特定信用状発行契約を締結した金融機関が当該契約に基づき履行した債務に係る遅延損害金に相当する金額をいう。

（創業関連保証に係る資金の要件）

**第六十二条**　法第百二十九条第一項の創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第三十項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。

様式第一から様式第九までを次のように改める。

**様式第一**（第６条第１項関係）

特定生産性向上設備等の確認申請書

年　月　日

経済産業大臣　名　殿

法人番号
住所
名称
代表者の氏名

産業競争力強化法第２条第20項及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第６条第１項の規定に基づき、下記の設備の確認を受けたいので申請します。

記

１．事業者の名称等

| | |
|---|---|
| 事業者の名称 | |
| 所在地 | |
| 業種 | |
| 事業内容 | |
| 資本金の額 | |
| 中小企業者等か否か | 該当　・　非該当 |

※中小企業者等とは、租税特別措置法第10条第８項第６号に規定する中小事業者及び同法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者又は同項第９号に規定する農業協同組合等をいう。

２．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入の目的

３．特定生産性向上設備等の確認を受けようとする設備の導入を行う場所の住所

４．導入を行おうとする設備の内容、導入を行う予定の時期及び特定生産性向上設備等投資計画の実施期間

①導入を行おうとする設備の内容

②導入を行う予定の時期

③特定生産性向上設備等投資計画の実施期間